

令和4年3月31日

お客さま 各位

岐阜信用金庫

成年年齢引下げに伴う金融商品取引のお知らせ

平素は、岐阜信用金庫をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和4年4月に成年年齢を20歳から18歳に引下げることを内容とする改正民法が施行されることに伴い、金融商品取引（※）において成年として取扱う年齢を下記のとおり変更します。

（※）金融商品取引とは、投資信託・公共債・生命保険・外貨預金にかかる取引を指します。

1. 金融商品取引における成年年齢

変更前	変更後
20歳以上	18歳以上

※NISA口座につきましては、成年年齢の引下げが令和5年1月1日となります。NISA口座を開設できる年齢要件は、令和5年1月1日以降、年始時点で18歳以上（現行20歳以上）に引下げられます。

また、ジュニアNISA口座を開設できる年齢要件は、令和5年1月1日以降、年始時点で18歳未満（20歳未満）に引下げられます。

2. 変更日

令和4年4月1日（金）

以上